平成２６年（へ）第３号
京都市南区久世中久世町２丁目132番地
申立人　三光有限会社
代表者代表取締役　近藤　治樹
権利を争う旨の申述の終期　平成27年４月30日
平成27年５月12日　右京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ｇ083426
金額　777,600円
支払期日　平成26年９月15日
支払地　京都市
支払場所　株式会社京都銀行西院支店
振出日　平成26年５月15日
振出地　京都府長岡京市
振出人　株式会社大日本精機　代表取締役　杉原　正芳
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第１号
大阪市生野区巽南５丁目４番26号
申立人　ナフス株式会社
代表者代表取締役　濱田　茂
権利を争う旨の申述の終期　平成27年５月８日
平成27年５月12日　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＨＪ01076
金額　128,903円
支払人　株式会社りそな銀行
支払地　大阪府枚方市
振出日　平成26年10月10日
振出地　大阪府交野市
振出人　学校法人寺西学園　交野幼稚園　理事長　寺西加代子
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第１２号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
長野県北佐久郡立科町大字芦田2532番地
申立人　立科町
代表者町長　小宮山和幸
権利の届出の終期　平成27年４月24日
平成27年５月11日　佐久簡易裁判所
（別紙）　目　録
所在　北佐久郡立科町大字芦田八ケ野字東夢の平
地番　619番
地目　原野
地積　2572㎡
登記の目的　１番賃借権転貸
受付年月日・受付番号　長野地方法務局佐久支局昭和43年11月４日第2818号
権利者その他の事項
原因　昭和43年10月31日転貸
借賃　３・３㎡１年60円
支払期　毎年10月20日
存続期間　昭和43年10月21日まで
特約　転貸ができる
転借権者　東京都目黒区中目黒五丁目12番10号　今井　恒雄

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１４号
徳島県三好郡東みよし町西庄字岩神12番地
債務者　近藤被服有限会社
代表者代表取締役　近藤　芳隆
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後４時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梶野　正寛
４　破産債権の届出期間　平成27年４月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月23日午前10時30分
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第２３３号
茨城県かすみがうら市下土田80番地の２
債務者　有限会社バニングバニー
代表者代表取締役　佐藤　勝美
１　決定年月日時　平成27年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　風間　治人
４　破産債権の届出期間　平成27年６月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月21日午後３時40分
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４５３５号
東京都葛飾区西新小岩３丁目13番６号
債務者　ハイコス・メールサービス株式会社
代表者代表取締役　佐久間慎高
１　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　卜部　忠史
４　破産債権の届出期間　平成27年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１２６号
福井市風尾町第３号４番地
債務者　越知建設株式会社
代表者代表取締役　高橋　秀隆
１　決定年月日時　平成27年５月22日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩佐　裕美
４　破産債権の届出期間　平成27年６月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午前10時45分
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７３号
三重県松阪市嬉野中川町550番地の６
債務者　有限会社佐々木電気
代表者取締役　佐々木満男
１　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　太
４　破産債権の届出期間　平成27年６月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月28日午後２時30分
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４５号
福岡県大牟田市正山町49番地
債務者　株式会社有明石油店
代表者代表取締役　川上　信夫
１　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三島　正寛
４　破産債権の届出期間　平成27年６月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前10時30分
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第４４号
新潟県阿賀野市山口町１丁目６番22号
債務者　株式会社庭山組
代表者代表取締役　庭山　健吾
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊津　良治
４　破産債権の届出期間　平成27年７月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前10時10分
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第３８号
福島県伊達市月舘町御代田字久保94番地の５
債務者　株式会社ティーダ
代表者代表取締役　寺島　英樹
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　正博
４　破産債権の届出期間　平成27年７月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午前10時
福島地方裁判所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第４６号
福岡県大牟田市正山町49番地１
債務者　川上　信夫
１　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三島　正寛
４　破産債権の届出期間　平成27年６月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月９日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部